

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 南部 美智代

No. 164

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel 03-3259-1287 URL <https://www.rofuku.net>

新型コロナウイルス

緊急事態宣言全国へ拡大

中央労福協は就労・生活等への支援求め緊急要請展開

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延し、4月26日時点、PCR検査陽性者数で13,000人を超えている。政府は4月7日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を発出、同16日にはその対象区域を全国に拡大した。東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとして、特定警戒

都道府県とした。

政府は感染拡大を防止する取り組みとして、すべての都道府県において不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたいで人が移動することを避けるよう求めるとともに、人との接触機会を最低7割、極力8割削減するよう協力を求めている。

中央労福協では同月3～10日にかけて省庁と政党を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急要請を実施、就労・生活・住宅等への支援を求めた。

住居確保給付金の対象 大幅拡大

要請項目のうちで大きく改善されたのは、住居確保給付金の対象拡大である。この制度は住居の喪失やそのおそれがある場合に自治体が3カ月（最長9カ月）分の家賃の一定額を補助する。従来は失業して求職活動を続けることが要件とされていたが、厚生労働省は4月20日より休業等で収入が減少したが離職や廃業には至っていない人たちにも対象を広げた。フリーランスの人たちも利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに仕事への復帰を待てるようになった。制度を周知して、ぜひ活用していただきたい。

また、生活困窮者自立支援での関係者の連携強化や速やかな生活保護の開始、生活福祉資金貸付制度の特例措置などについては、厚生労働省から通知等が出され支援が拡充されつつある。

一方で、奨学金の返済困難者が急増することが懸念されるため、必要な人が漏れなく返還期限猶予を受けられるよう制度や運用の改善を求める要望に対しては、文部科学省は従前とおりの対応を変えていない。また、アルバイト減少により学費の納入が困難になっている学生に対する減額・分納・減額等の柔軟な運用については、文科省より各大学等へ通知が出されており、その周知徹底や運用の改善が急がれる。

中央労福協 緊急支援求め 要請や記者会見を実施



奨学金返済や学費への支援を訴える中央労福協・神津里季生会長
＝4月7日、文部科学省での記者会見 第3面参照

No.164 Topics

- 2面 緊急要請 厚生労働省、各政党へ
- 3面 記者会見 奨学金と学費への緊急支援求める
- 4面 オンラインで実施 ブロック事務局長会議ほか
- 4面 4月1日 大学等修学支援法施行
- 5面 連載 高橋均氏 第55回
- 6面 連載 大滝正氏 第4回
- 6面 新任職員紹介 遠藤孝一さん

新型コロナウイルス

就労・生活・住宅等への支援求める緊急要請

中央労福協は、4月上旬に、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大への対策に関する緊急要請を行った。各省庁・政党の代表者に対し、①休業・休職等に伴う所得補償、雇用

対策等、②生活保護および生活困窮者自立支援、③緊急住宅支援、④奨学金返済と学費への支援に関する政策課題の要求・提言を行った。

国民民主党



4月3日、国民民主党本部で要請・意見交換を行った。

党側から、古川元久 代表代行（党コロナウイルス対策本部本部長代行）、大島敦 副代表、泉健太 政調会長、徳永エリ 政調会長代理（党コロナウイルス対策本部事務局長）、古賀之士 企業・団体委員会副委員長、西岡秀子 企業団体副委員長、磯崎哲史 企業団体副委員長、城井崇 広報局長、田村まみ参議院議員、矢田わかこ参議院議員にご対応いただき、「私たちが弱い人たちへ手立てをしたいと考えている」「こんな時だからこそ労福協の出番だ。困っている人へ寄り添い、その取り組みを大々的にPRしてほしい」と力強いエールをいただいた。

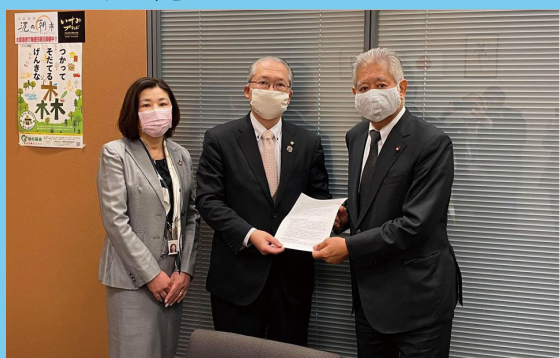
厚生労働省



4月6日、厚生労働省副大臣室を訪問し緊急要請を行った。

稲津久 厚生労働副大臣に対応いただき、「コロナウイルス感染拡大の影響で働く方々の状況が非常に厳しくなっている。また生活保護一手前という方もたくさんいる。そういった方々に支援が行き届くよう、住居確保給付金の要件緩和などをはじめ、最大限の努力をしていきたい」と要請に対し前向きな発言をいただいた。

自由民主党



4月7日、衆議院第1議員会館1210号室にて、政策懇談会を行った。

党側から、森英介 労政局長にご対応いただき、「詳細にわたる緊急要請の内容については、党としてしっかりと対応していきたい」「雇う側の企業が大変な状況にあるのも今の厳しい現状ではあるが、雇止めや内定取り消しはあってはならないこと。労働政策としてきちんと対応していきたい」と述べられた。

公明党



4月9日、衆議院第一議員会館にて、要請・意見交換を行った。

党側から、伊藤渉労働局長、里見隆治労働局次長、濱地 雅一労働局次長、宮崎勝労働局次長、奥水 恵一労働局次長にご対応いただき、「本日いただいた要請内容をしっかりと受け止め、実現に向けて取り組んでいきたい」との発言をいただいた。

立憲民主党



4月9日、衆議院第二議員会館にて、要請・意見交換を行った。

党側から、逢坂 誠二 政調会長（新型コロナウイルス肺炎対策本部 本部長代行）、辻元 清美 幹事長代行・団体交流委員長（新型コロナウイルス肺炎対策本部 副部長）、西村 智奈美 団体交流局長、高木 鎌太郎 衆議院議員（新型コロナウイルス肺炎対策本部事務局）にご対応いただき、「要請の内容はどれもごもっともだ。しっかりと取り組んでいきたい」との発言をいただいた。

社会民主党



4月10日、参議院議員会館にて、要請・意見交換を行った。福島みずほ党首、吉田忠智幹事長に対応いただいた。特に学費・奨学金に関しては、中央労福協がこの間取り組んでいる「あなたの声を聞かせてください」に寄せられた当事者の声に触れ、さらなる支援を求めた。福島党首は「詳細かつ的確に要請いただいた。前進するよう取り組んでいく」と応えた。

また、文部科学省へは要請書を手交、国土交通省へは要請書を郵送し、支援を求めた。

新型コロナウイルス 奨学金返済と学費への緊急支援求める

中央労福協は4月7日、中京大学の大内裕和教授と共同で記者会見を実施した。新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業、休職、失業、減収、内定取り消し、学生アルバイトの減少など、奨学金返済や学費の支払いが困難になった人たちへの緊急支援を訴えた。

初めに、神津会長が学生のアルバイト先は飲食業が中心であることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学費や生活費を補うためのアルバイトの業種に影響が出ている。大きな危機感を持っている」と話した。

続いて、南部事務局長から、奨学金返済への緊急支援および学費の支払いが困難な学生への支援について、文部科学省や各政党へ「新型ウィルス感染症の影響拡大に伴う緊急要請」を行っていることが説明された。

最後に、中京大学の大内教授が、学生が学費や生活費をアルバイトで補っていること説明し、「学生の主なアルバイト先である飲食店、塾、イベント、観光関係の仕事が激



記者会見の様子

減し、『アルバイト難民』が生じている。こういった状況では学費の支払い自体が困難になる。大学・短大・専門学校の学費について延納・分納の措置を行うべきだ」と訴えた。

オンラインで実施 ブロック事務局長会議、三役会



WEB 会議サービスを利用し、三役会に臨む神津里季生会長
= 4 月 20 日、中央労福協事務所



事務所内での 3 密を避けるため提案席は離れた場所に設置
= 4 月 13 日、中央労福協事務所（ブロック事務局長会議）

中央労福協は WEB 会議サービスを利用し、4 月 13 日に第 2 回ブロック事務局長会議を、同 20 日に第 3 回三役会をそれぞれオンラインで開催した。中央労福協としてリモート会議の開催は初となる。新型コロナウイルスの影響が全国的に拡大し、外出自粛や 3 つの密（密閉、密集、密接）が重なる状況を避けるなど、感染拡大予防策の徹底が求められており、会議を開催することが困難となっている。終息の見通しが立たない中で、今後の各種会議を可能な範囲でリモート開催していくことを視野に入れ、試行的に今回の会議を開催した。

ブロック事務局長会議では、3 密空間を避けるために中央労福協事務所内で事務局長席と提案席を離れた場所に設置し、北部、東部、中部、西部、南部の各ブロックと接続し、会議を行った。相互に新型コロナウイルス感染症の現状と対策について情報交換したのち、2020 全国福祉強化キャンペーン、奨学金に関する全国一斉相談、事業団体・地方労福協合同会議、全国研究集会等について協議した。オンラインであっても円滑に意見交換を行うことができた。

今後、オンライン会議の活用拡大に向けて、ご協力をお願いしたい。

4 月より高等教育の修学支援新制度がスタート

大学等における修学の支援に関する法律（2019 年 5 月成立）に基づく高等教育の修学支援新制度が 4 月 1 日からスタートした。授業料等減免と給付型奨学金の 2 本柱からなる学びの支援制度で、一定の要件を満たした大学、短大、高等専門学校（4・5 年）、専門学校等に通う住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生を対象としている。

新制度では世帯収入、進学する学校種別、自宅通学かどうかなどによって支援の金額が変わり、例えば私立大学に自宅以外から通う場合は年間約 91 万円の給付型奨学金と、入学金約 26 万円、授業料約 70 万円などを上限とした授業料減免等が受けられる。

低所得層にとっては給付型奨学金、授業料減免とも大幅な拡充となり前進した一方で、中間層は支援が受けられないばかりか負担増になるケースもある。中央労福協では、

これまで支援を受けられた学生が新制度施行によって対象外となることのないよう国会審議等で求めてきた。中央労福協ウェブサイトでは学費、奨学金に関する当事者の声を集める「あなたの声を聞かせてください」のコーナーを設けているが、新制度の対象者が極めて限定的であることについて批判の声が数多く寄せられており、選別的な支援制度による低所得層と中間層の分断が一層拡大していくことが懸念される。

日本学生支援機構のウェブサイトでは受けられる支援の金額をシミュレーションするアプリを紹介しており、活用の周知が必要だ。

労福協は、今後も中間層の教育費の負担軽減に向け、更なる取り組みを進めたい。

連載

助け合い・支え合いの現場から 第3弾



(一社)静岡県労働者福祉協議会
前専務理事 大滝 正 さん

第4回 ネットワークで広げる “地域に根ざした” ライフサポートセンターの活動

2005 年の「ライフサポートセンター設置の4 団体（連合・労福協・労金・全労済）」合意については多くを語る必要はないと思いますが、2030 年ビジョンにおいて、改めてビジョンを実現するための具体策として「地域の様々なネットワークで、支え合い、助け合う地域共生社会をつくる」ことが確認されていますので、現在の取組みにおいてもライフサポート活動の趣旨と様々な団体と連携することの重要性がクローズアップされていると思います。

静岡県は全国よりも2 年早くその取組への重要性を考え、2003 年県労福協総会において「福祉事業団体間における相談活動のネットワーク化の推進」が方針化され、翌年総会では「生活相談ネットワークを構築するための協議を福祉事業団体・労働組合と開始し、地域から県レベルへと構築する」ことが決定し、生涯サポート構想について県下 8 地域で協議を進め、全国の動きと合わせる中で 2006 年9 月に設立されています。

現在では、3 事務所と3 サテライトの体制になり活動を進めていますが、その運営上においては設立当初の4 団体を意識した推進体制を組んでいます。その一つが、設立4 団体と地域労福協会長からなる「ライフサポートセンター運営委員会」であり、円滑な事業の運営を図るために事業の進捗状況を確認し、諸課題に対しての意見交換会として年2 回実施しています。「地域に根ざした活動」としての基軸を守るための重要な推進機構です。

地域において活動をする以上、県・地域の諸関係先との連携は欠かせません。「暮らし何でも相談会」では、電話による相談があった際、課題に対して相談員は自分で対応できるか否かを考え、専門家に任せられた方がよいと判断した場合は、PC 画面上に表示される分野分類したマトリックスから適切な連絡先を



LSC 運営委員会

選び出し相談者に伝えます。すべてを引き受けるのではなく適切な専門家に導き良い解決策を提供するというワンストップサービス体制を組んでいます。連携先を多く持っていることにより充実した相談サービスにつながっています。

また、2018 年度から始めた「奨学金電話相談会」の際には、様々な質問が想定される相談体制をどう組み立てるか、どのようにして多くの人に相談会を知らせるかを考える上ではネットワークが大きな力となりました。相談体制としては、消費者問題等で連携していた「県司法書士会」の力を借り、3 日間の相談日全てに司法書士の同席が適い、法律面の問題に対応することができました。さらに、告知面では、地区労福協の行政要望による広報等へに掲載、勤労者共済会の会報への掲載やチラシ配布、県下大学へのチラシの配架、新聞記事掲載（地方紙 2 紙）、テレビ局情報番組（2 局）、県のメールマガジンによる発信などが実現できました。このことは、日常的に広く多くの諸団体とつながっているからこそ実現できた取り組みでした。その結果3 日間の相談会においては多くの相談や様々な内容に対応することができています。

1 年間で「暮らし何でも相談会」は 2,000 件を超える多くの相談に答えています。今後は、時代に即した相談体制への見直しも必要であると思いますが、ライフサポートセンター活動を進める上では「ネットワーク」が重視すべきテーマであることは不変です。

新任職員挨拶 遠藤 孝一 事務局次長

皆さま、はじめまして。こくみん共済 coop<全労済>から出向してまいりました、遠藤孝一と申します。社会人 25 年目を迎える 47 歳です（家族は妻と子ども 2 人です）。こくみん共済 coop<全労済>には 1998 年に入会し、初任地は埼玉で推進担当（オルグ）をしていました。その後、関東統括本部、連合本部出向、全労済本部、北海道・東北統括本部（仙台）、全労済本部、新潟推進本部を経て、現在に至ります。

連合本部への出向は 2009 年 10 月から 2012 年 9 月までの 3 年間で、総合政策局 / 生活福祉局でお世話になりました。この度、8 年ぶりにお茶の水界隈に戻ってまいりましたが、中央労福協の事務所がある神保町は古本屋やスポーツ用品店が多く並び、休日によく子供と遊びに来ていた所で、とても好きな街の一つです。

この 4 月より中央労福協で活動できることにとてもやりがいを感じております。同時に大変身の引き締まる思いです。これまでも労働組合活動や地域活動に積極的に



取り組んでまいりましたし、地方労福協の活動にも参加者という立場で関わりを持っていましたが、これからは中央労福協の事務局という立場で活動していくこととなります。責任の重さや活動範囲の大きさに戸惑うことばかりだと思いますが、皆さまのご指導・ご鞭撻のもと、精一杯頑張りたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

連載 55 二〇二〇年四月

生活協同組合という呼称の由来②

戦後直後に、購買組合・消費組合というそれまでの言葉に代わって、突然「生活協同組合」という用語が使われるようになったと前回述べた。いったい誰が、どんな理由でこの言葉を使い出したのだろうか。

一九四七（昭和二十二年）年、日本協同組合同盟（日協同盟）が生活協同組合法案を策定したのだが、それに直接関わった山本秋（おさむ）がその間の事情を述べている。それによると、山本が戦前、消費組合運動をしている最中、「消費ばかりしていたらつぶれてしまわないの」という主婦の声を覚えていて、消費組合に代わる「生活協同組合」という名称を提案したというのだ。戦争中厚生省に在籍していた山本は、「生活組合」案を起草していたというから、かなり早い段階から「生活」と言う言葉を想起していたと思われる。労働力を再生産するうえで必要な安全で正直な日常生活物資だけを扱い、ぜいたく品は扱わないというだけでなく、購買事業にとどまらない労働者の生活全般にかかわる助け合い事業をめざすという意味を込めて「生活」と名付けたようだ。

しかし、山本が生活法案を策定した時期よりも早く、戦後直後の一九四五年秋に杉並区で誕生した久我山生協は最初から「生活協同組合」と名乗っていたというし、十二月一六日には「東京西部生活協同組合連合会」が結成されている。じつさい、その年の年末に封切られた東宝映画「東京五人男」にも「桜丘生活協同組合」なる看板が映し出されていたことも前回述べた。だから、生活協同組合という用語が敗戦とほぼ同時期に使われていたことは事実である。

さらに、関西大学の杉本貴志教授によると、太平洋戦争勃発の前年、一九四〇年九月に政府肝煎りの全国消費組合協会が、「隣組を母体として基本的生活協同組合結成を指導する」と国家の物資配給を円滑に行うため、消費組合を生活協同組合に再編するという方針を決め、ここで「生活協同組合」という用語が使われているという。

山本の発案が、これらとつながりがあったかどうかは判然としない。戦後突如使われ出し、またたく間に全国に普及した「生活協同組合」という言葉が、どのようないきさつで誰が言い出したのか、その呼称の由来はなお不詳のままである。（高橋均）

お詫びと訂正

第 163 号第 6 面の高橋均氏の連載第 54 号において表題に誤記がございました。読者の皆様にお詫び申し上げますとともに次の通り表記を訂正致します。

【正】連載 54 「生活協同組合」という呼称の由来① 【誤】連載 54 「生活協同組合」という呼称の由来③